

【根切・WZ摘出手術】

(主訴) 鼻の下が腫れて痛い

(病名) 1] Per、WZ

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
4/1	— —	か初診(内容省略)	270		
	— —	1] 根尖部圧痛 (+)	/		
	1 —	X - Ray (D) 1 F	48		
	1 —	根尖部に境界明瞭な歯冠大の透過像を認める	/	318 950	
4/8	— —	か再診	40		
	— —	0A 2 %キシロカイン C t 1.8ml 浸麻	/		
	1 —	3 + 1 切開 粘膜骨膜弁剥離	/		
	1 —	歯根端切除手術 1] 根尖部骨削除、逆根充(ア充)	1300		注
	— —	WZ摘出手術(歯冠大)	770		
	— —	根尖切除 WZ摘出	/		
	— —	5針 縫合	/		
	— —	ケフラールカプセル 250mg 3 C } 分3、毎食後	28 × 3		
	— —	ロキソニン錠 60mg 3 T } 3日分	/		
	— —	㊦ + ㊧	42 + 9		
	— —	薬剤情報提供料(略)	10	2255 6770	
4/9	— —	か再診	40		
	— —	S p (H 2 O 2、 J) 腫脹(+) 疼痛(+)	/	40 120	
4/15	— —	か再診	40		
	— —	S p (H 2 O 2、 J) 抜糸	/		
	— —	創部治癒経過良好	/	40 120	
	— —	4月分 実4日 2,653 点			
	— —				



【根切・WZ摘出術】

⑨ 【根切・WZ摘出手術】

- ・ 歯根嚢胞摘出手術は抜歯または歯根端切除手術と同時に行うものであり、WZが所定の大きさ以上の場合に算定する。
- ・ 歯根端切除手術時に行った根管充填は算定できる(加圧根充は算定不可)が、歯根端閉鎖の費用は手術料に含まれ別に算定できない。



【歯牙再植術】

(主訴) 前歯をぶつけて歯が取れそう (病名) 1| 外傷性歯牙脱臼

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
4/4	— —	初診	180		
	— —	20分ほど前に自転車転倒により上顎前歯部強打	/		
	— —	歯根破折(-) 1 部出血、挺出、動揺	/		
	1 —	X-Ray(D) 1F	48		
	— —	1 唇側に傾斜し脱臼	/		
	— —	0A2%キシロカインC t 1.8ml 浸麻	/		
	1 —	歯牙再植術	1300		①注 1
	321 12	T-Fix	530		①注 2
	— —	ワイヤー結紮+スーパーボンド	22×5		
	— —	X線(D) 1F 再植状態確認	38		
	— —	ヤマシリンカプセル 250mg 3C } 分3、毎食後	16×3		
	— —	ロキソニン錠 60mg 3T } 3日分	/		
	— —	①処 + ①調	42+9		
	— —	薬剤情報提供料(略)	10	2315 6950	
4/5	— —	再診	38		
	1 —	Sp(H ₂ O ₂ 、J)	/		
	321 12	固定状態 良好 自発痛(-) 発赤(+)、腫脹(±)	/	38 110	
4/10	— —	再診	38		
	1 —	Sp(H ₂ O ₂ 、J)	/		
	— —	経過良好	/	38 110	
	— —	4月分 実3日 2,391点			

①注 1 【歯牙再植術】外傷性脱臼歯牙の再植術は1歯につき1,300点を算定する。

①注 2 【T-Fix】外傷性による1歯又は2歯の歯牙の脱臼を暫間固定した場合は複雑なもの530点の算定となる。



【調B・調A・調D ・床リソウ】

(主訴) 4月: 下の入れ歯が割れた (病名) 7⇨7 義歯破損 7⇨7 MT
 上の歯が揺れて咬めない (病名) 3|4 𐄂 7⇨7 MT
 (主訴) 11月: 上の義歯がゆるい感じがする。 (病名) 𐄂 MT(長調)
 下の入れ歯があたる (病名) 7⇨7 MT(リソウ)

H
15

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
4/1	— —	か初診 (内容 省略)	270		
	— —	(所見)上下顎の義歯 古く不適合 3 4 動揺大きい			
	3 4	X - Ray (D) 2 F	48 × 2		
	— —	歯槽骨吸収 著明、保存不可			
	7 7	修理 単 imp	40		
	— —	B T	255		
	— —	長時間待機			
	7 7	床修理	400		
	— —	破損部ユニファースト にて接合			
	— —	調 B	30		①注
	— —	年齢的変化による顎骨の吸収並びに唾液の減少について説明した。			
	— —	作業用模型 imp		1091 3270	
4/8	— —	か再診	40		
	— —	補診	70 + 30		
	— —	旧義歯不適合の為 新製			
	— —	下顎顎底の吸収高度			
	— —	3 4 保存不可、7⇨7 即時義歯予定			
	7 7 7 7	連 imp (個人トレー + アルジネート)	225 × 2	590 1770	
4/12	— —	か再診	40		
	7 7 7 7	B T (咬合床、オストロン + ワックス)	255 × 2	550 1650	



【調B・調A・調D ・床リソウ】

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
4/20	— —	か再診	40		
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	T F	190 × 2		
	— —	上顎は3 4部を除いた状態で試適	/		
	— —	人工歯形態、咬合 良好	/	420 1260	
4/27	— —	か再診	40		
	3 4	OA 2 %キシロカイン C t 1.8ml 浸麻	/		
	3 4	T -Ext	150+260		
	— —	ケフラルカプセル 250mg 3 C × 2 日分 分3 毎食後	20 × 2		
	— —	ボルタレン錠 25mg 2 T × 2 回分 疼痛時	3 × 2		
	— —	㊦ + ㊧	42 + 9		
	— —	薬剤情報提供料(内容略)	10		
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	レジン床総義歯 set (7+7 即時義歯)	2258 × 2		
	— —	レジン歯	(27 + 30) × 2		
	— —	調A	65		
	— —	新しい義歯であり、抜歯後でもあるので、かみ易い物	/		
	— —	から徐々に慣れるように	/	5252 15760	
	— —	4月分 実5日 7,903 点			
5/1	— —	か再診	40		
	3 4	Sp(H ₂ O ₂)	/		
	— —	創部治癒経過良好	/		
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	調A	65		
	— —	左下臼歯床縁部粘膜発赤、削合調整	/		
	— —	夜間保存法説明	/	105 320	



【調B・調A・調D ・床リソウ】

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
5/7	— —	か再診	40		
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	調A	40		
	— —	あたる所もなく、以前よりよく噛める			
	— —	義歯の清掃法 指導		80 240	
	— —	5月分 実2日 185 点			
H 15	— —	上の義歯がゆるい感じがする。下の入れ歯があたる			
11/5	— —	か初診（内容省略）	270		
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	フィットテスト			
	— —	上顎義歯 3 4部を中心に適合不良			
	— —	下顎義歯 左側不適			
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	調D	300		④注 2
	— —	咬合機能回復難度加算	200		④注 3
	— —	下顎左側床縁部削合			
	— —	咬合確認			
	— —	義歯清掃法 指導		770 2310	
11/15	— —	か再診	40		
	— —	補診（ $\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$ 口腔内直接床裏装）	70		
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	床裏装	800		④注 4
	— —	床縁確認		910 2730	
11/24	— —	か再診	40		
	— —	$\frac{7}{6}$ 部 DuI 床縁削合			
	— —	咬合接触調整		40 120	
	— —	11 月分 実3日 1,720 点			



【調B・調A・調D ・床リソウ】

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
12/1	— —	か再診	40		
	7 7	調B	30		
	— —	Dul 改善し 良好			
	— —	義歯の取り扱い、清掃を再度確認		70	
	— —			210	
		12月分 実1日 70点			

【有床義歯調整指導】有床義歯調整指導には下記の4項目があり、いずれも1口腔単位として算定する。

新製義歯調整指導料〔調A〕

有床義歯調整・指導料〔調B〕

有床義歯長期調整指導料()〔調D 〕

有床義歯長期調整指導料()〔調D 〕

①

- ・有床義歯の新製前に旧義歯の修理等を行った場合、その時点では調Bを算定し、新製後に調Aを算定できる。
- ・T・コンデを行い、有床義歯の新製又は床裏装を予定している場合は、いずれの義歯調整指導料も算定できない。

②

- 【調D (長調)】有床義歯の装着の日を含む月から起算して6月を越え1年以内の期間において検査をし、調整かつ指導を行った場合に期間中1回に限り算定する。
- ・調D を算定した月の調Bは算定できない。
 - ・調D を算定した月と翌月の有床義歯の新製に係る費用は算定できない。
 - ・調D を算定した月の翌月の床裏装に係る費用は算定できない。

③

- 【咬合機能回復難度加算】総義歯を装着した患者、又は9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外に対合歯間の接触関係を有しない患者に対して行った場合は、咬合機能回復難度加算200点を加算する。
- 【調D (長調)】調D を算定した患者に対して、当該算定を行った月から6月を越え1年以内の期間において、検査、調整、指導を行った場合に期間中1回に限り算定する。

④

- 調D 算定月に床裏装を行った時は床裏装の所定点数の80/100の点数を算定し、装着料は所定点数のままである。この場合は $750 \times 80/100 + 200 = 800$ となる。
- 尚、この症例のように調D を算定し床裏装を行った場合、次回の算定は調D ではなく調D になる。

